

【参考】事前に頂いている主なご質問①

Q 1 本補助金（給料等への補助）は、従業員個人に対して支払われるのか？

**A 1 本補助金は申請した「事業者に対して」お支払いします。
なお、補助額の計算に当たっては、各従業員への支払額を確認します。**

Q 2 本補助金のみ申請することは可能か？

A 2 施設・設備等の復旧のための「地域企業再建支援事業」についても申請いただく必要があります。申請順は問いませんが、本補助金を先に申請する場合は、申請前に必ず「地域企業再建支援事業」の申請に関する商工部への個別相談が必要となりますのでご注意ください。

Q 3 台風被災後である令和7年12月に新たに採用した従業員は対象になるか？

A 3 施設・設備等の復旧を行うことなど他の要件も満たせば、当該従業員の12月支給分の給料等から対象になり得ます。

【参考】事前に頂いている主なご質問②

Q 4 賃貸物件を借りて事業を営んでいる場合、本補助金の申請は可能か？

A 4 当該物件の所有者が「地域企業再建支援事業」の補助金を申請していれば、申請が可能です。なお、所有者による申請が困難な場合等については、個別にご相談ください。

Q 5 被災した建物の復旧費用を保険で全額賄った場合、本補助金のみ申請することは可能か？

A 5 保険で全額賄った場合、「地域企業再建支援事業」の申請が本当に不要か、商工部へ相談して確認したうえで、不要であると判断された場合は、「地域企業再建支援事業」への申請なしで本補助金を申請できます。その場合は、加入されている保険のみで建物を復旧したことがわかるように、復旧工事にかかった金額がわかる書類と、保険会社から受け取った保険金額が確認できる書類を添付してください。

【参考】事前に頂いている主なご質問③

Q 6 国等から人件費の補助金等を受領している場合にも、本補助金を申請することは可能か？

A 6 国等から受領した補助金が、本補助金と同趣旨のものと認められる場合は、当該補助額を対象経費から控除した上で補助額を算定します。

Q 7 家族が事業に従事しているが、本補助金の対象となるか？

A 7 ご家族の方が、事業主の指揮命令の下、就労実態や労務管理が他の従業員と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていることが確認できれば、対象となります。

Q 8 青色専従者も補助対象になるか？

A 8 対象となります。申請にあたっては青色専従者であることが分かる書類及び給与額が確認できる書類を追加でご提出ください。

Q 9 役員報酬は補助対象になるか？

A 9 代表権をお持ちでない役員に支払われる役員報酬については対象になる可能性があります。代表権がないことを客観的に確認できる書類を追加でご提出ください。法人の代表者や代表権を持つ役員に支払われる報酬は対象外となります。

【参考】事前に頂いている主なご質問④

Q10 施設や設備等に損傷はないが、台風の影響で利用客が減り、従業員を休業させる必要があるが、活用が可能な制度はあるか？

A10 施設等に被害がない場合、本補助金の対象とはなりません。 「経済上の理由」により休業を余儀なくされる場合、国の雇用調整助成金の対象となる場合があります。

※ 雇用調整助成金の概要 ⇒ 5頁

Q11 10月支給分の賃金台帳が台風の被害で損失してしまい、提出ができない場合はどうしたらよいか？

A11 やむを得ない事情と考えられますので、代替資料の提出が可能か、東京都にご相談ください。

Q12 過去1年分の賃金台帳などを提出する場合はなぜか？

A12 補助対象である令和7年10月支給分～令和8年3月支給分として支払った給料等が、過去1年の実績と比較し著しく高くなっていないか、などを確認するためです。

なお、一般的な賃上げの程度を超えて著しく支払額が増加している場合は、その理由を確認したり、追加の資料の提出をお願いする場合があります。

【参考】雇用調整助成金について

- 本事業の対象でない場合であっても、「経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主」の方については、一定の要件を満たせば、国の雇用調整助成金の対象になる場合があります。

<概要>

「景気の変動、産業構造の変化その他の**経済上の理由**」により、**事業活動の縮小を余儀なくされた事業主**が、一時的な雇用調整（**休業、教育訓練または出向**）を実施することによって、**従業員の雇用を維持した場合に助成**

※「**経済上の理由**」の参考例

- ・ 交通路線の廃止等に伴い来客が減少した飲食店が事業活動の縮小を余儀なくされた場合
- ・ 取引先の工場が操業を停止したことにより、部品等の原材料の入手が困難となり受注減などで加工業者が事業活動の縮小を余儀なくされた場合
- ・ 近隣に同業者が開業したことにより来客が減少し事業活動の縮小を余儀なくされた場合
- ・ 原価の高騰により販売価格の引き上げを強いられ、需要減により事業活動の縮小を余儀なくされた場合

<本助成金に関するお問合せ先>

- ・ 東京労働局 ハローワーク助成金事務センター新宿分室 助成金第四係
(直通) 03-5990-6132
- ・ ハローワーク飯田橋 (八丈町・青ヶ島村の管轄) 事業所第四部門
(代表) 03-3812-8609 (部門コード35#)

※ 要件など詳細は【厚生労働省のホームページ】等をご参照ください。